

平成 29 年度熊本県組織化指導費補助事業の運用について

一 組織化指導事業の実施方針

熊本県組織化指導費補助金交付要項第 3 条各号に掲げる事業は、以下の基準に基づき実施するものとする。

二 補助対象職員の資格等

補助対象職員については、中小企業者及び組合の期待にこたえつつ組織化指導事業を効果的に遂行することができるよう、その指導能力の向上が強く要請されていることにかんがみ、その採用に当たっては、多方面から募集する等人材の確保に努め、又既存の補助対象職員については、研修の実施、不適格者の排除等により資質の向上を図るとともに、待遇措置の一層の充実に努めるものとする。なお、補助対象職員の資格要件等は、次のとおりとする。

I 年齢

(新規任用者の年齢)

(1) 県中央会の補助対象職員を新たに任用する場合は、年齢が満 58 歳未満であって、過去の経歴等からみて適当と認められる者でなければならない。ただし、次に掲げる場合であって、知事が指導体制強化のためやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

① 県中央会事務局長として適任者を採用する場合

② 相当の努力を尽くしたが、満 58 歳未満の適任者の任用が困難である場合

(既設補助対象者の年齢)

(2) 県中央会の補助対象職員の補助対象期間は当該補助対象職員が満 60 歳となる年度の末までとする。ただし、満 66 歳未満の指導員については、指導体制の維持改善のため、当該指導員を引き続き補助対象者とするについてやむを得ない事情があり、かつ、当該指導員に十分指導能力があると判断される場合であって、知事がその旨を認めたときは、この限りでない。

II 資格

(指導員)

(1) 県中央会の指導員の任用資格は、その種類ごとに次の (ア) 又は (イ) のとおりとする。

(ア) 巡回指導員及び商店街指導員

県中央会の巡回指導員及び商店街指導員は、次の各号の一に該当する者とする。

ただし、商店街指導員にあつては、このほか更に商業に関する知識・経験が豊富な者でなければならない。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの（以下「大学卒業者」という。）であつて、組合（他の特別の法律又は既に廃止された法律に基づく組合を含む。）の指導又は経営に関する実務につき3年以上（独立行政法人中小企業基盤整備機構が開催する指導員研修会（以下「指導員研修会」という。）基礎コースの全課程を修了している場合は2年以上）従事した経験を有するもの
- ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者（以下「短期大学等卒業者」という。）であつて、組合の指導又は経営に関する実務につき5年以上（指導員研修会基礎コースの全課程を修了している場合は3年以上）従事した経験を有するもの
- ③ 国家公務員又は地方公務員として組合の指導行政事務につき7年以上（指導員研修会基礎コースの全課程を修了している場合は4年以上）従事した経験を有する者であつて、年齢が満30歳以上のもの
- ④ 組合の指導又は経営に関する実務につき10年以上（指導員研修会基礎コースの全課程を修了している場合は6年以上）従事した経験を有する者であつて、年齢が満30歳以上のもの
- ⑤ 知事が前各号に規定する者と同等以上の指導能力を有すると認める者

（労働指導員）

（イ）労働指導員

県中央会の労働指導員は、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 大学卒業者であつて、労働諸制度の研究又は労務に関する指導若しくは労務管理の実務につき3年以上（指導員研修会基礎コースの全課程を修了している場合は2年以上）従事した経験を有する者
- ② 短期大学等卒業者であつて、前号の実務につき5年以上（指導員研修会基礎コースの全課程を修了している場合は3年以上）従事した経験を有する者
- ③ 国家公務員又は地方公務員として労働行政事務につき6年以上（指導員研修会基礎コースの全課程を修了している場合は4年以上）従事した経験を有する者であつて、年齢が満30歳以上の者
- ④ 労働諸制度の研究又は労務に関する指導若しくは労務管理の実務につき8年以上（指導員研修会基礎コースの全課程を修了している場合は6年以上）従事した経験を有する者であつて、年齢が満30歳以上の者
- ⑤ 知事が前各号に規定する者と同等以上の指導能力を有すると認める者

(資格認定の留意事項)

(ウ) 知事は、前記(ア)の⑤及び(イ)の⑤に係る認定を行う場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 認定はやむを得ない場合にのみ行うこととし、極力前記(ア)の①から④及び(イ)の①から④の各号に規定する者のうちから指導員が任用されるよう関係者を指導すること
- ② 県中央会等が行った試験の結果等必要な資料を提出させ、十分な判断を行うこと
- ③ 前記(ア)の①から④及び(イ)の①から④までの学歴等の区分ごとに必要とされる年数の少なくとも6割は保有しているものであること。独立行政法人中小企業基盤整備機構が開催する指導員研修会基礎コースの全課程を修了したことにより、前記(ア)及び(イ)の①から④により年数の短縮がなされているものについては再度の短縮は認めない。また、前記(ア)及び(イ)の③及び④における年齢の取扱いについては満25歳以上でなければならない。
- ④ 組合の指導若しくは経営に関する実務又は組合の指導行政事務等の経験者でない者を認定する場合には、次の各号に掲げる者を対象とする。なお、本認定に必要な経験年数は、上記③にかかわらず、学歴等の区分ごとに前記(ア)の①から④及び(イ)の①から④に掲げる年数とする。又、認定後速やかに指導員研修会基礎コースの受講を認定条件とする。
 - ア 国又は地方公共団体（これに準ずるものを含む。）の役職員については、商工鉱業、サービス業関係における指導、企画、金融及び税務業務の行政経験等を有する者
 - イ 企業の役職員については、商工鉱業、サービス業関係における企画、金融、経理等の実務経験を有する者
- ⑤ 大学卒業者であって法律学、経済学、商学、経営学、工学又はこれらに類する学科を修めた者については、商工鉱業、サービス業関係における実務経験のない者であっても、ほかに適当な者を指導員として採用することができない場合（公募したが適当な資格を有する応募者が得られなかった場合）に限り上記の③及び④にかかわらず認定することができるものとする。なお、認定を行う場合は、指導員研修会基礎コースを修了した者について行うものとする。

(指導員資格の重複認定)

(2) 巡回指導員、商店街指導員、労働指導員の資格の認定について、指導員がそれぞれの任用資格を有する場合には、その資格を重複して与えるものとする。

(職員)

(3) 県中央会の職員の任用は、新制高校卒業程度以上の学力を有し、将来は

指導員となり得る者を任用するよう指導するものとする。したがって、任用に当たっては軽度の指導等の能力があることに重点をおいて選考するよう指導するものとする。

三 県補助金の交付基準

県中央会に交付する組織化指導費補助金の総額は、知事が別に定める「組織化指導費補助金の交付基準額」に掲げる各経費区分における交付基準額を用いて以下の規定に基づき各経費区分ごとに算定される額の合計額とする。

四 補助事業の実施及び補助金の交付に関する留意事項

組織化指導費補助金に関する補助事業の実施及び補助金の交付については「中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について」（平成17年4月1日平成17・03・30財中第17号）及び中小企業経営資源強化対策費補助金実施要領（平成17年4月1日平成17・03・28財中第4号）に定められた規定を準用するほか、次のとおりとする。

I 補助対象職員の設置費

1 俸給

補助対象職員の俸給については、知事が別に定める交付基準単価（「県補助金の交付基準額（経費区分別交付基準額算定表）」の算定基準欄にいう経費ごとの「交付基準単価」をいう。以下同じ。）にそれぞれの設置人員及び設置月数を乗じて得た額の合計額を交付するものとするが、交付された合計額の範囲内であれば、個々の補助対象職員の俸給支給月額については、県中央会の支給規定に基づき、交付基準単価を増減し、補助することは差し支えないものとする。ただし、年齢が前記二のIの（2）ただし書に該当する者の俸給支給月額は、交付基準単価を超えて増額し、補助することはできないものとする。

2 扶養手当

扶養手当の支給については、県中央会の支給規定に基づき、又は熊本県一般職員の支給規定に準じて行うものとする。補助については、「交付基準単価」にそれぞれの設置人員及び設置月数を乗じて得た額の合計額の範囲内で、次の各号に掲げる基準により算定した額を交付するものとするが、交付された合計額の範囲内であれば、個々の補助対象職員の扶養手当月額補助については、交付基準単価を増減し、補助することは、差し支えないものとする。ただし、その額は、下記（ウ）により算出した額を超えないものとする。

（ア）扶養手当は、県中央会に設置された補助対象職員であって扶養親族のある者を補助対象とする。

（イ）扶養手当の補助対象となる扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途

がなく主として上記（ア）の補助対象職員の扶養を受けている者とする。

① 配偶者（届出をしない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

② 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子及び孫

③ 満60歳以上の父母及び祖父母

④ 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹

⑤ 重度心身障害者

（ウ）扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。ただし、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子については1人につき5,000円を加算した額とする。

3 通勤手当

通勤手当の支給については、県中央会の支給規定に基づき、又は熊本県一般職員の支給規定に準じて行うものとする。補助については、「交付基準単価」にそれぞれの設置人員及び設置月数を乗じて得た額の合計額の範囲内で、次の各号に掲げる基準により算出した額を交付するものとするが、交付された合計額の範囲内であれば、個々の補助対象職員の通勤手当月額補助については、交付基準単価を増減することは差し支えないものとする。ただし、その額は、下記（2）に定める額を超えないものとする。

（1）通勤手当は、補助対象職員であって、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、徒歩により通勤するとした場合、その通勤距離が2km以上の者（徒歩により通勤することが困難と認められる者はこの限りでない。）を補助対象とする。

（ア）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者

（イ）通勤のため自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする者

（ウ）上記（ア）及び（イ）を併用することを常例とする者

（2）通勤手当の月額は、次の各号に掲げる額を超えないものとする。

（ア）上記（1）の（ア）に該当する補助対象職員については、支給単位期間（定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合には発行されている定期券の最長通用期間に相当する期間（6ヶ月を限度）、回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合には1ヶ月。以下同じ。）に係る運賃等の額に相当する額。（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1

ヶ月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1ヶ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間の最も長い支給期間につき、55,000円に当該支給単位の月数を乗じて得た額)

(イ) 上記(1)の(イ)に該当する補助対象職員については、自転車等の使用距離が片道5km未満の者にあつては2,000円、5km以上10km未満の者にあつては5,500円、10km以上15km未満である者にあつては9,000円、15km以上20km未満である者にあつては12,400円、20km以上25km未満の者にあつては15,700円、25km以上30km未満の者にあつては19,000円、30km以上35km未満の者にあつては22,000円、35km以上40km未満の者にあつては24,800円、40km以上45km未満の者にあつては27,300円、45km以上50km未満の者にあつては29,800円、50km以上55km未満の者にあつては32,200円、55km以上60km未満の者にあつては34,500円、60km以上65km未満の者にあつては36,800円、65km以上70km未満の者にあつては38,800円、70km以上75km未満の者にあつては40,800円、75km以上の者にあつては42,800円とする。

(ウ) 上記(1)の(ウ)に該当する補助対象職員については、上記(ア)及び(イ)により算出される合計額とする。ただし、(ア)により算出される額1ヶ月当たりの運賃等相当額及び(イ)により算出された運賃等相当額の合計額が55,000円を超えたときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給期間につき、55,000円に当該支給単位期間を乗じて得た額を限度とする。

4 期末手当

期末手当の支給については、県中央会の支給規定に基づき、又は熊本県一般職員の支給規定に準じて行うものとする。補助については、「交付基準単価」にそれぞれの設置人員及び支給割合を乗じて得た額の合計額の範囲内で、次の各号に掲げる基準により算出した額を交付するものとするが、交付された合計額の範囲内であれば、個々の補助対象職員の期末手当補助については、交付基準単価を増減することは差し支えないものとする。ただし、その額は、次の各号により算出した額を超えないものとする。

また、指導員については、役職加算額として期末手当額算定の基礎額(俸給月額と扶養手当月額の合計額をいう。以下同じ。)に俸給月額の5%以内の額を加算することができる。

(1) 前年度12月2日以前から引き続き補助対象となっている者については、

期末手当額算定の基礎額の４．２０月分

- (２) 前年度１２月３日から１月２日までの間に補助対象となった者については、期末手当額算定の基礎額の３．９１５月分
- (３) １月３日から３月２日までの間に補助対象となった者については、期末手当額算定の基礎額の３．５５月分
- (４) ３月３日から６月１日までの間に補助対象となった者については、期末手当額算定の基礎額の２．８６２５月分
- (５) ６月２日に補助対象となった者については、期末手当額算定の基礎額の２．１７５月分
- (６) ６月３日から７月２日までの間に補助対象となった者については、期末手当額算定の基礎額の１．８６月分
- (７) ７月３日から９月２日までの間に補助対象となった者については、期末手当額算定の基礎額の１．４６５月分
- (８) ９月３日から１２月１日までの間に補助対象となった者については、期末手当額算定の基礎額の０．７３２５月分
- (９) １２月２日以降に補助対象となった者については、期末手当額算定の基礎額の０月分
- (10) 役職加算額については、交付された合計額の範囲内であれば、個々の指導員の支給額は、俸給に準じて交付基準単価を増減し補助して差し支えないものとする。ただし、個々の指導員の加算率の限度は５％とし、本加算に係る補助金は、加算額以外に使用できないものとする。

５ 住居手当

住居手当の支給については、県中央会の支給規定に基づき、又は熊本県一般職員の支給規定に準じて行うものとする。補助については、「交付基準単価」にそれぞれの設置人員及び設置月数を乗じて得た額の合計額の範囲内で、次の各号に掲げる基準により算出した額を交付するものとするが、交付された合計額の範囲内であれば、個々の補助対象職員の住居手当月額補助については、交付基準単価を増減することは差し支えないものとする。ただし、その額は、下記（２）により算出した額を超えないものとする。

- (１) 住居手当は、県中央会に設置された補助対象職員であって、次の各号のいずれかに該当する者を補助対象とする。
 - (ア) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１２，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている者（前記１の（２）の（イ）にいう扶養親族（以下この項において同じ。）の名義で借り受け、又は扶養親族と共同して借り受けている住宅に当該扶養親族と同居し、当該補助対象職員の収入によって生計を支えており家賃を支払っている者を含む。）
 - (イ) 自らが所有権を有する住宅（所有権を一定期間留保する契約により購入した住宅及び補助対象職員の扶養親族たる者が所有する住宅又は扶養

親族が所有権を一定期間留保する契約により購入した住宅を含む。)に居住している者で、かつ、世帯主である者

(2) 住居手当の月額、次の各号を超えないものとする。

(ア) 上記(1)の(ア)に該当する補助対象職員であつて、月額23,000円以下の家賃を支払っている者の場合は、家賃月額から12,000円を控除した額

ただし、家賃月額が23,000円を超えたときは、23,000円を控除した額の2分の1の額(16,000円を限度とする。)を11,000円に加算した額

ただし、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(イ) 上記(1)の(イ)に該当する補助対象職員にあつては、月額1,000円とする。

ただし、新築又は購入したものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は月額2,500円とする。

6 超過勤務手当

超過勤務手当の支給は、県中央会の支給規定に基づき、又は熊本県一般職員の支給規定に準じて行うものとするが、超過勤務手当の補助は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 超過勤務手当の月額補助金は、補助対象職員ごとに交付基準単価の範囲内とするが、これは実際上の支給限度を示すものでなく、交付された合計額の範囲内において、個々の補助対象職員の超過勤務の実績に応じて増減することは差し支えない。

(2) 超過勤務手当の支給の際における1時間当たりの補助対象単価は、補助対象職員ごとの1時間当たりの俸給額(労働基準法第37条に規定する通常労働時間の1時間当たりの賃金の計算額)の100分の135を限度とする。ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の160を限度とする。

7 福利厚生費

福利厚生費の補助は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 福利厚生費の補助金は、交付基準単価により算出された額の合計額の範囲内とする。

(2) 福利厚生費は、県中央会がその補助対象職員についての健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料及び労災保険料について事業主負担を支払った金額の2分の1以内又は交付基準額のいずれか低い額を限度として補助するものとする。

8 福利環境整備費

福利環境整備費は、県中央会が支払う補助対象職員のための退職年金積立

金、退職金積立金並びに福利厚生施設購入費（賃借料を含む。）及び福利厚生関係運動用具購入費について、交付基準単価により算出された合計額の範囲内において補助する。なお、社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料及び労働者災害補償保険料）については、この項の補助対象としない。

9 補助対象職員の長期欠勤の人件費の取扱い

（１）補助対象職員が傷病にかかり、又は研修会等に派遣されたために長期間にわたって欠勤（本務から離れるに至った場合を含む。以下同じ。）した場合の人件費の取扱いは、次のとおりとする。

（傷病により業務を離れた場合の取扱い）

（ア）補助対象職員が公務上による傷病のため長期間にわたって欠勤するに至った場合においては、当該長期欠勤の始まる日がその月の１５日以前であればその月から、１６日以後であればその月の翌月から、２４カ月間までを前記１から７までに掲げる人件費（ただし、通勤手当及び超過勤務手当は除く。）の全額について補助対象とする。

（イ）補助対象職員が結核性疾患のため長期間にわたって欠勤するに至った場合においては、上記にいう補助対象月から２４カ月間までを上記（ア）にいう人件費の８割を補助対象とする。

（ウ）上記（ア）及び（イ）以外のその他の場合においては、上記（ア）にいう補助対象月から、３カ月間まで上記（ア）にいう人件費の全額を補助対象とし、３カ月間を超えた９カ月間については５割を補助対象とする。

（研修等により業務を離れた場合の取扱い）

（エ）補助対象職員が団体等において行う研修会等に派遣されたため、長期間にわたってその本務から離れるに至った場合であって、県が、当該研修会等が当該補助対象職員にとってその業務を有効かつ適正に行わせるために必要であると認めたときに限り補助対象とする。この場合その本務から離れるに至った日がその月の１５日以前であればその月から、１６日以後であればその月の翌月から３カ月間とする。

ただし、当該補助対象職員の派遣等が、知事が特に必要と認めたものである場合は本務に従事しているものとみなす。

（オ）上記（ア）から（エ）に掲げる長期欠勤等の補助対象とする月数の計算については、２事業年度にまたがる場合においても、通算する。

（補助対象職員の変更等による場合の取扱い）

（２）補助対象職員が転退職（出向を含む。以下同じ。）し、又は新規に補助の対象となった場合の人件費の取扱いは、次のとおりとする。

（ア）補助対象職員が転退職した場合においては、転退職した日がその月の

１５日以前のときはその月の前月まで、１６日以後のときはその月まで補助対象とする。

(イ) 補助対象職員を新規に補助対象とする場合においては、補助対象とした日がその月の１５日以前のときはその月から、１６日以後のときはその月の翌月から補助対象とする。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）の場合、変更を生じた月においては転退職者及び新規補助対象者のそれぞれの勤務日数が合わせて、１６日以上になる場合にいずれか一方の者を補助対象とする。

Ⅱ 組合等の指導事業

１ 旅費

(１) 県中央会の補助対象職員の旅費（中小企業基盤整備機構が実施する指導員研修会、経営指導員等研修、中小企業支援担当者研修及び中小企業診断士養成研修の出席旅費並びに全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）の実施する指導員講習会出席旅費は除く。）については、交付された合計額の範囲内で補助対象職員ごとに増減することは差し支えない。

(２) 県中央会の旅費に対する補助は、補助対象職員の設置人員に応じて算出された交付基準額の範囲内とする。

(３) 県中央会の旅費については、県の旅費規定に準じた旅費規定を設けて使用させるものとし、必要があれば、全線パスを支給するものであっても補助対象とすることができる。又、地区出張の際のパス券、電車券など実費弁償の形で支給することも認めるものとする。ただし、月（日）額旅費として定額を支給してはならない。

(指導員講習会出席旅費)

(４) 全国中央会が開催する指導員講習会の出席旅費に対する補助は、交付基準額の範囲内とする。

２ 人当庁費

人当庁費の補助は、補助対象職員の設置人員に応じて交付基準単価により算出された額の合計額の範囲内とするが、その使用に当たっては、経費内容ごとの使用割合に適正な均衡を保つように考慮するものとする。

Ⅲ ニュービジネスコーディネート推進事業

熊本県組織化指導費補助金交付要項第３条第１３号に規定するニュービジネスコーディネート推進事業の実施に際しては、以下のとおり実施することとする。

１ 事業の目的

県中小企業団体中央会がコーディネーターとなり、中小企業診断士や専門家を活用し、事業化のための事業化計画（事業化モデル）の策定やその改善

助言や評価、不足する経営資源の確保のための新たな賛同者を募るマッチング等の支援を実施し、企業連携による新たな共同事業の創業や連携組織を構築する。

2 実施機関

本事業の実施機関は、県中央会とする。

3 対象事業

新たなビジネス事業化のための事業化計画（事業化モデル）の策定やその改善助言や評価、不足する経営資源の確保のための新たな賛同者を募るマッチング等の支援事業とする。

4 実施体制

- （１）本事業の実施において、事業を計画的かつ効果的に実施し、事業の評価を行うため、原則として学識経験者、地方公共団体職員、関係団体職員、民間コンサルタント・中小企業診断士等で構成する委員会を設置しなければならない。
- （２）県中央会は、本事業の担当指導員を定め、効率的な事業実施を図ること。

5 事業報告

- （１）県中央会は、実施しようとする事業の概要についてあらかじめ県に報告すること。
- （２）県中央会は、当該事業が完了した後、実績報告書を県に提出すること。

6 交付基準

事業に要する経費又は交付基準額のいずれか低い額の範囲内で行うものとする。

IV 組合等再生支援事業

熊本県組織化指導費補助金交付要項第3条第14号に規定する組合等再生支援事業の実施に際しては、以下のとおり実施することとする。

1 事業の目的

県中小企業団体中央会が主体的に、プロジェクトチーム（専門家等）を編成し、危機的な状況にある組合及び組合員企業の組合運営及び企業経営診断を実施し、改善支援による組合の解散や組合員の倒産といった危機的状況を回避すると共に既存組合及び組合員企業の再生に向けての再生支援策の構築を図ることを目的とする。

2 実施機関

本事業の実施機関は、県中央会とする。

3 対象事業

組合及び組合員企業の再生支援に向けたプロジェクトチーム（専門家等）

の編成並びに組合運営及び企業経営診断等の支援事業とする。

4 実施体制

- (1) 支援先の選定に当たっては、県中央会内部において、選定委員会を設置し選定を行うものとする。
- (2) 本事業の実施において、事業を計画的かつ効果的に実施するため、民間コンサルタント、中小企業診断士等の専門家で構成するプロジェクトチームを設置しなければならない。
- (3) 県中央会は、本事業の担当指導員を定め、効率的な事業実施を図ること。

5 事業報告

- (1) 県中央会は、実施しようとする事業の概要についてあらかじめ県に報告すること。
- (2) 県中央会は、当該事業が完了した後、実績報告書を県に提出すること。

6 交付基準

事業に要する経費又は交付基準額のいずれか低い額の範囲内で行うものとする。

V 地域資源等普及推進事業

熊本県組織化指導費補助金交付要項第3条第16号に規定する地域資源等普及推進事業の実施に際しては、以下のとおり実施することとする。

1 事業の目的

県中小企業団体中央会が売れる商品づくり、商品開発及び販路開拓のためにバイヤー又はバイヤー経験者を活用して商品の審査や評価を行い、また、バイヤーによる指導を行うことにより、商品開発づくりを支援することを目的とする。

2 実施機関

本事業の実施機関は、県中央会とする。

3 対象事業

バイヤー及びバイヤー経験者による個別審査会（相談会）の開催事業とする。

4 実施体制

- (1) 支援先の選定に当たっては、県中央会内部において、選定委員会を設置し選定を行うものとする。
- (2) 県中央会は、本事業の担当指導員を定め、効率的な事業実施を図ること。

5 事業報告

- (1) 県中央会は、実施しようとする事業の概要についてあらかじめ県に報告すること。

(2) 県中央会は、当該事業が完了した後、実績報告書を県に提出すること。

6 交付基準

事業に要する経費又は交付基準額のいずれか低い額の範囲内で行うものとする。

Ⅵ 経営力向上・新事業展開推進事業

熊本県組織化指導費補助金交付要項第3条第17号に規定する経営力向上・新事業展開推進事業の実施に際しては、以下のとおり実施することとする。

1 事業の目的

県中央会が実施する中小企業等の経営力の向上、創業・再チャレンジ・事業承継の支援等の事業（中小企業等への支援事業）について、事業の周知、案件の発掘、事例紹介、運用基盤の強化を行うことにより、中小企業等の経営力向上・新事業展開を推進することを目的とする。

2 実施機関

本事業の実施機関は、県中央会とする。

3 対象事業

中小企業等への支援事業の周知、事業の効果的な実施のための資機材の整備及び関係機関との連絡調整に要する経費とする。

4 実施体制

(1) 県中央会は、本事業の担当指導員を定め、効率的な事業実施を図ること。

5 事業報告

(1) 県中央会は、実施しようとする事業の概要についてあらかじめ県に報告すること。

(2) 県中央会は、当該事業が完了した後、実績報告書を県に提出すること。

6 交付基準

事業に要する経費又は交付基準額のいずれか低い額の範囲内で行うものとする。

Ⅶ 中小企業協同組合等設備投資促進利子補助金周知・活用促進支援事業

熊本県組織化指導費補助金交付要項第3条第18号に規定する中小企業協同組合等設備投資促進利子補助金周知・活用促進支援事業の実施に際しては、以下のとおり実施することとする。

1 事業の目的

県中央会が当該補助金を利活用しようとする中小企業者等に対し、その際必要となる経営革新計画策定に係る指導・助言等の実施に要する経費を補助す

ることにより、当該補助金の活用促進を図り、県内商工業の振興発展に資することを目的とする。

2 実施機関

本事業の実施機関は、県中央会とする。

3 対象事業

県中央会が当該補助金の利用者に、その制度の周知・説明及び補助金利用に際し必要となる経営革新計画の策定に係る指導・助言等を実施するために要する経費とする。

4 実施体制

(1) 県中央会は、本事業の担当指導員を定め、効率的な事業実施を図ること。

5 事業報告

(1) 県中央会は、実施しようとする事業の概要についてあらかじめ県に報告すること。

(2) 県中央会は、当該事業が完了した後、実績報告書を県に提出すること。

6 交付基準

事業に要する経費又は交付基準額のいずれか低い額の範囲内で行うものとする。

VIII 補助対象経費

熊本県組織化指導費補助金交付要項第3条の補助金の交付の対象経費は、平成29年4月1日以降に発生した経費とする。

IX 補助金の交付申請

補助金の交付申請書の提出期限は、平成29年5月1日とする。

附 則

この規定は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。